

平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成19事務年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、新しい審査基本方針等で示した基本的な考え方を踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成17年10月に新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューが平成19年度から実施されていることを踏まえ、平成19事務年度においては、上記基準等に基づいた品質管理のシステムが監査事務所において適切に整備されているかどうかについて、特に監査法人に対して重点的に検証する。

また、協会の品質管理レビューにおいて指摘が多くなされている監査契約の新規締結及び更新について重点的に検証する。なお、監査業務に係る審査について平成18事務年度に重点的に検証したが、その結果、審査の実施状況等に問題が認められているため、平成19事務年度においても引き続き検証することとする。

(2) 協会の上場会社監査事務所登録制度の運営状況の検証

協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要である。審査会は、このような観点から、協会が平成19年度から導入した上場会社監査事務所登録制度の運営状況を検証する。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

平成18事務年度においては3大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人）に対するフォローアップ検査を実施したが、検

査の結果、法人間で改善状況に差異がみられているため、その後の改善状況について、また、個別監査業務に改善が浸透しているか検証する。

したがって、平成 19 事務年度以降においても、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、3 大監査法人について引き続き検査を実施していくこととし、また、3 大監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

平成 16 事務年度以降これまでに、中小規模監査事務所に対して実施した検査の結果等については、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめ、広く関係者等に示した。審査会は、これを受けて中小規模監査事務所が監査の品質管理の改善に自主的に取り組んでいるものと考えているが、平成 19 事務年度においては、このような自主的な改善が確実に実施されているかどうか検証することとし、協会の品質管理レビューの審査結果等に基づき、必要に応じて検査を実施する。

(以上)